# 福岡市立小学校・中学校の適正規模及び 適正配置について

# 議論のまとめ

# 【摘 要】

〇黒文字 :検討委員会の検討資料における確認事項

〇赤文字:検討委員会において決定された事項

〇青文字 :検討委員会の委員から出された意見、要望

# 目 次

検	討の背景	
1	検討委員会発足の背景	1
2	検討の理念	1
第	1 福岡市の現状と課題	
1	福岡市の人口推移	2
2	福岡市の小中学校の現状	2
第	2 学校規模の不均衡がもたらす教育課題	
1	小規模校の課題	3
2	大規模校の課題	3
第	3 学校規模の不均衡を是正する	
1	教育効果の面からの必要性	4
2	学校運営の面からの必要性	4
3	施設整備面からの必要性	4
第	4 適正な学校規模の基準	
1	適正な学校規模を考察する4つの視点	5
2	適正な学校規模の基準	5
第	5 学校規模を適正化する手法	
1	小規模校の適正化	6
2	大規模校の適正化	6
3	施設一体型小中連携教育の導入	6
第	6 適正化を進める上で解決すべき3つの課題	
1	安全・安心な通学環境の確保	7
2	遠距離通学への対応	8
3	学校が地域の中で果たす役割	1 0
第	7 適正化の進め方	
1	学校規模適正化の検討の手順について	1 1
2	検討の優先順位	1 1
3	長期的な展望を持った適正化の実施	1 1
4	学校の統廃合を実施する上での配慮事項	1 2
第	8 新しい学校づくりの提案	
1	新しい学校づくりの考え方	1 3
2	具体的な方策	1 3

# 検討の背景

# 1 検討委員会発足の背景

- ○少子化により児童生徒数が減少し小規模化(※)している学校が増加している。
- ○一方では、局地的な住宅開発により児童生徒が急激に増加し大規模化(※)している学校 も存在している。
- ○小規模校・大規模校ともに、学校規模に起因する様々な教育上の課題を抱えており、 教育環境の不均衡が生じている。
- ○学級数などの学校規模や通学距離などの学校配置の面から教育上の課題を調査・分析 し、課題解決に向けた具体的な方策を立て、すべての地域で平等な公教育が実施出来 るよう、早急に教育環境を改善する必要がある。

#### 2 検討の理念

#### ○公教育の機会均等を確保する

すべての地域の子どもが平等に公教育を受ける権利を守るため、様々な手法を用いて教育環境の不均衡を是正する。

# 〇安全で安心な通学環境を提供する

子どもが事故や事件に巻き込まれることなく,安心して登下校ができるように安全, 安心な通学環境を提供する。

## 〇社会全体が子どもを見守る

保護者や地域住民をはじめとする社会全体に見守られ、福岡市の将来を担う子ども を健やかに育むことのできる教育環境を実現する。

#### 〇子どもや保護者の視線に立って考える

豊かな人間性や社会性を育成し、確かな学力を身に付けることができる教育環境を 実現するため、子どもや保護者の視点に立ち、適正な学校規模や通学距離などの学校 配置に関する基本的な考え方、及び学校の規模を適正化する手法やその進め方等につ いて検討する。

(※) 本報告では、特段の注釈がない限り、国の法令等を基に、学校規模の表現を以下のとおりとする。

小規模校: ~11 学級 大規模校: 25 学級~

# 第1 福岡市の現状と課題

#### 1 福岡市の人口推移

#### (1)人口の推移

○福岡市の人口は、平成35年頃まで増加する見込みであるが、15歳未満の学齢人口は減少を続けており、今後も増加に転じる見込みはない。特に、小規模な学校の校区では15歳未満の学齢人口の減少は顕著である。

#### (2) 少子化の背景

- ○晩婚化の進行や未婚率の上昇により,女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率が低下し,出生数が減少している。
- ○市外からの転入は増加しているが、子どものいない世帯が増加する等、世帯構成が変化している。

## 2 福岡市の小中学校の現状

#### (1) 児童生徒数と学校規模

- ○児童数は昭和57年を境に3割減少,生徒数は昭和62年を境に4割減少しており,今後20年で児童数・生徒数はさらに1割減少していく見込みである。
- ○全市的に学校が小規模化する一方で,一部の地域では住宅開発により学校が大規模化 しており,学校の規模がアンバランスとなっている。

#### (2) 小規模校の立地特性

- ○福岡市では、小規模校が以下のようなエリアに偏在している。
- ①都心部エリア

天神周辺や博多駅周辺のいわゆる都心部では、長期的なファミリー層の流出により 小規模校が偏在している。

②周辺部エリア

志賀島地区や北崎地区など市街化調整区域を多く含む地域では,従来から,小規模 校であったが,近年の急激な少子高齢化により,学校の小規模化が一層進んでいる。

③団地開発エリア

城浜団地など大型団地の地域は、団地開発に併せ学校を新設したが、高齢化の進展などにより、学校の小規模化が急激に進んでいる。

#### (3) 大規模校の立地特性

- ○福岡市では、大規模校が以下のようなエリアに発生している。
- ①都心・副都心周辺エリア

平尾や西高宮さらに西新や高取など,都心周辺や副都心周辺の既成市街地では,都 心への交通アクセスの良さや利便施設の集積などから,既存住宅地の更新に伴い高 密度化が進み,児童生徒数の急激な増加による大規模校化が進んでいる

②土地利用転換エリア

那珂や松島など空港周辺の工業系用途地域では,都市高速の整備や周辺地域のまちづくりの進展に伴い,従来の事業用地がファミリー向けマンションを中心とした住宅へ転用され,児童生徒数の急激な増加による大規模校化が進んでいる。

③新たなまちづくりエリア

姪浜や壱岐など区画整理や宅地開発などによる新たなまちづくりが進んだエリアでは,都市高速道路や地下鉄の整備などの公共交通の発達に伴い,住宅の立地が進み, 児童生徒数の急激な増加による大規模校化が進んでいる。

# 第2 学校規模の不均衡がもたらす教育課題

# 1 小規模校の課題

小規模校では、家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりに目が行き届くという長所がある 反面、学校規模に起因する様々な課題を抱えている。

#### (1) 人間性・社会性を育成する面での課題

- ○学年で1学級の場合,人間関係が序列化・固定化しがちであり、いじめ・不登校の 問題が生じた場合、クラス替えによる人間関係の改善を図ることが困難である。
- ○友人同士やクラス間の対抗など切磋琢磨する場面が少なく, 競争心や向上心が育ち にくい。

#### (2)教育活動での課題

- ○体育の授業での球技や音楽の授業での合唱・合奏など一定規模の集団を前提とした 活動が困難である。
- ○小学校のクラブ活動,中学校での選択教科や部活動などで,子どもに十分な選択肢を示すことができない。
- ○少人数のため、多様な意見が出にくく、学習内容の深まりや広がりが難しい。

#### (3) 学校運営・教員配置の面での課題

- ○小学校では、同学年の教員同士による学年経営や学級運営の支援体制を組むことが できない。
- ○学級数に応じた教員配置が基本であるため,中学校では,全ての授業を正規の教員 で行えない場合がある。

#### (4) 保護者の負担

○修学旅行や卒業アルバムの制作など,一定の経費が必要な行事などでは,小規模な学校ほど保護者の負担が大きい。

#### 2 大規模校の課題

学校全体に活気があり、競争心や向上心が旺盛であるという長所がある反面、学校規模 に起因する様々な課題を抱えている。

#### (1) 人間性・社会性を育成する面での課題

○同学年での行動が主であり、異学年の交流が少なく、異年齢での多様な考えに触れることが少ない。

#### (2) 教育活動での課題

- ○音楽室などの特別教室や体育館・運動場の使用が制限される。
- ○施設見学などで、受け入れ可能な施設が限定され、多様な体験活動が制限される。
- ○学習やクラブ活動などで,一人ひとりの活躍の場面が少ない。

#### (3) 学校運営・教員配置の面での課題

- ○体育館、運動場、プールなどで児童生徒の密度が高いため、怪我の危険性が高まる。
- ○緊急時の下校指導や一斉に行動する際に,子どもの掌握や指導に時間がかかり,効率が悪い。
- ○教員数が多く, 共通認識やコミュニケーションなどに時間がかかり, 学校運営上非 効率な面がある。

# 第3 学校規模の不均衡を是正する

全ての学校において,教育効果を最大限に発揮するためには,学校規模の不均衡を是正し,学校が抱える様々な教育課題を解決する必要がある。

#### 1 教育効果の面からの必要性

- ○学校教育は、一定の集団規模で行う事を前提としており、一定の児童生徒数、学級数 が必要。
- 〇特に、小学校では、豊かな社会性や人間性を育むために、集団の中で切磋琢磨すると ともに、異年齢との交流など、多様な考えに接し、自己成長する教育環境が必要。
- ○さらに,施設見学や職場体験など,児童生徒一人ひとりが多様な体験ができる機会を 確実に設ける必要がある。

#### 2 学校運営の面からの必要性

- ○大規模校では、運動場面積の狭隘化、体育館面積の狭隘化に起因する危険を回避し、 学校内での安全性を確保するためには、分離新設や、通学区域の調整により学校規模 を是正する必要がある。
- ○小規模校では、充実した教育活動を実施するための教員数の確保、校務分掌における 教員の負担軽減、緊急時における子どもの安全確保面など、学校運営上必要な教員数 を確保するためには、学校の統合や、通学区域の調整により学校規模を是正する必要 がある。

#### 3 施設整備面からの必要性

○学校規模によっては、国庫補助を受けられない場合があり、施設整備にあたっては、 市単費による多額の予算執行を余儀なくされるため、効率的な予算執行の面からも、 緊急に是正する必要がある。

[国庫補助が受けられない学校規模]

小規模校 → 小学校で5学級以下,中学校で2学級以下の規模

大規模校 → 小学校,中学校ともに、31学級以上の規模

# 第4 適正な学校規模の基準

#### 1 適正な学校規模を考察する4つの視点

#### (1) 人間性・社会性の育成の視点

○交友関係や価値観が序列化・固定化することを防ぎ、人間関係を調整でき、周囲の 固定観念を払拭できるよう、全ての学年でクラス替えができる。

#### (2) 学習効果の視点

- ○クラブ活動や部活動、選択授業などで、児童生徒に十分な選択肢が用意できる。
- ○多様な意見が出,内容が深まるような授業ができる。

#### (3) 教員配置の視点

- ○同学年の複数の教員による協力・支援体制が確保でき,円滑な学年運営・学級運営ができる。
- ○中学校では、主要5教科に複数の教員、実技系5教科に正規の教員を配置できる。

#### (4)施設整備の視点

○国庫補助を受けた上で、各教科の授業時数に応じた教室数が整備できる。

#### 2 適正な学校規模の基準

#### (1)適正な学校規模

- ①国の基準
  - ○国の法令等では、小学校、中学校ともに12学級から18学級が適正としている。
  - ○6学級未満の小学校,3学級未満の中学校,31学級以上の小・中学校は国の補助を受けて施設整備することが出来ない。

#### ②検討委員会としての考え方

○本市においては、「適正な学校規模を考察する4つの視点」を全て満たす学校規模 を標準とする。

ただし、18 学級を超える学校については、施設整備や教職員配置に努め、教育環境を整備されたい。

#### ③適正な学校規模

小学校 1 2 学級(各学年 2 学級)以上, 3 0 学級以下中学校 9 学級(各学年 3 学級)以上, 3 0 学級以下

#### (2) 適正化が必要な学校規模

上記の考え方にもとづき,本検討委員会では,以下に示す学校の規模について, 適正化を求めるものである。

	小規模校	大規模校
小 学 校	11学級以下	31学級以上
中 学 校	8学級以下	

# 第5 学校規模を適正化する手法

#### 1 対象小規模校の適正化

- ①学校を統合し適正規模を確保する
  - ○隣接する小規模校同士,または小規模校と適正規模校を統合し,新たに学校を設置する。
- ②通学区域を変更し児童生徒数の調整を行う
  - ○隣接する学校が大規模校である場合や、統合校が大規模校となる場合など、学校 の統合が困難な場合には、隣接校との通学区域の境界を変更し適正化を図る。
- ③合同授業等を拡充し教育効果の向上を図る
  - ○学校間の距離が極端に遠いなどの事情で統合が困難な場合には,複数校で合同の 授業や行事を行う機会を増やすことで,教育効果の向上を図る。

#### 2 対象大規模校の適正化

- ①分離新設により学校規模を適正化する
  - ○学校用地が確保できる場合,対象大規模校を分離し,新たに学校を設置する。
- ②通学区域を変更し児童生徒数の調整を行う
  - ○学校用地の確保が困難な場合で,隣接校が対象大規模校でない場合は,隣接校と の通学区域の境界を変更し適正化を図る。
- ③可能な限りの施設整備を行う
  - ○分離新設と通学区域の調整のいずれも困難な場合は、必要な教室数の確保をはじめとして、第2グラウンドや体育館の増設など、可能な限りの施設整備を行う。

#### 3 施設一体型小中連携教育の導入

- ○施設一体型小中連携教育では、子ども同士・子どもと教員の交流機会の増加や教職員の連携の強化によって、学校の統合の場合と同等のメリットが生じる。
- ○学校の統合に併せて,施設一体型小中連携教育を導入することで,一層のスケールメリットを生かした教育活動が可能となり,より教育効果を高めることができる。
- ○学校の統合を実施する際には、施設一体型小中連携教育を積極的に導入すべきである。

# 第6 適正化を進める上で解決すべき3つの課題

適正化が必要な規模の学校については、以下の3つの課題を解決できるのか検証した上で、適正化の実施を判断する必要がある。

#### 1 安全・安心な通学環境の確保

適正化による通学環境の変化に適切に対応するため、安全・安心な通学環境の確保に向けた視点と手法を整理する。

#### (1) 通学路の決定と基本的な考え方

- ①通学路を決定する流れ
  - ○毎年各学校で、保護者や地域と連携して、通学路の調査を実施。
  - ○調査結果をもとに安全性を考慮した上で、校長が通学路を決定。
- ②通学路を設定する上での基本的な考え方
  - ○できるだけ歩車道の区別のある道路。
  - ○(区別がない場合)交通量が少なく安全な歩行ができる幅員の道路。
  - ○遮断機のない無人踏切や見通しの悪い箇所などの危険箇所を避ける。
  - ○横断歩道、信号機の設置状況等を考慮し、安全に道路を横断できる。

# (2) 通学路の安全確保に向けた取り組み

- ①通学路の安全点検
  - ○例年の調査に加えて,年度途中の通学路変更も,保護者等と協力して調査を実施。
- ②学校における交通安全指導
  - ○夏休み前の集会や体育の授業で、事故防止の指導を実施。
- ③保護者や地域の協力による登下校の見守りや交通安全パトロールの実施 〇保護者中心の場合が多いが、地域もスクールガードの取り組みなどで協力。
- ④スクールゾーンの設定,交通安全施設の整備や点検,通行禁止などの交通規制 ○子どもの安全確保のために通学路の歩車分離を推進。

#### (3) 安全・安心な通学環境の確保

- ①通学路の安全確保の理念
  - ○子どもの通学の責任は、学校・保護者・地域、それぞれに応分の責任がある。
  - ○通学路は学校と保護者の合意の上に成り立っており、地域の意見も踏まえて毎年 設定されているため、基本的な責任は保護者に、指導上の責任は学校にあり、そ れを支えるまち全体の安全・安心は地域が支える。
  - ○通学路の安全は、「大人(学校・保護者・地域)が協力して、子どもを守る」という 理念のもとに確保されるべきである。
- ②適正化における通学路整備のあり方
  - ○各学校で行われている通学路設定の考え方や手順を踏まえ、保護者・地域・学校・ 教育委員会が協力し、新たに設定する通学路を中心に安全確保に向けた点検を実 施し、必要な整備を行う。
  - ○警察などの関係機関と積極的に協議し、信号機の新設や歩道の整備など交通安全 施設の充実を図る。

### 2 遠距離通学への対応

- ○福岡市は、居住地で就学校を指定する通学区域制度としている。
- ○通学区域が地域コミュニティの範囲や地理的条件,また,用地確保の問題もあり,学校が必ずしも通学区域の中心に位置していないため,現在も遠距離通学となっている地域がある。
- ○さらに、適正化によって、新たに遠距離通学となる地域が生じる可能性もあるため、 児童生徒や保護者の負担を軽減するための視点と手法を整理する。

#### (1) 通学距離に関する基準

○子どもの身体的な負担や,登下校の際の安全性など,学校の適正配置の重要性から みて,従来からの福岡市の通学距離の考え方は妥当である。

	小 学 校	中 学 校
国の基準(※)	4 km 以内	6 km 以内
福岡市の考え方	概ね2㎞以内	概ね3km 以内

(※) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条

# (2) 遠距離通学の状況(指定学校変更の場合を除く)

①小学校 〔2 km 超〕17 校 599 名

②中学校 〔3 km 超〕 9 校 804 名

### (3) 遠距離通学の課題

- ○子どもの身体的な負担
- ○登下校に時間を要するなど時間的な制約
- ○公共交通機関を利用する場合は保護者の経済的な負担
- ○事故や事件に巻き込まれる恐れなど保護者の不安

#### (4) 通学距離に関する理念

- ○福岡市は、自由に学校を選択できるいわゆる学校選択制は採用していない。
- ○しかし,遠距離通学によって子どもに身体的な負担が生じることや,保護者に経済 的な負担が生じることは,公教育の機会均等の観点からも解決すべき課題である。
- ○遠距離通学については、適正化に伴う場合はもちろんのこと、現在の状況について も解消する方策を検討すべきである。

### (5) 遠距離通学の負担軽減策

- ○遠距離通学の負担軽減策として,通学区域の見直しを行う他に,以下の方策が考えられる。
- ①指定学校を変更する方法
  - ○一定の距離を超える場合に、指定学校以外の近接校に通学できるようにする。
- ②通学費用を助成する方法
  - ○一定の距離を超える場合に、バス等の通学費用の助成を行う。

#### (6) 山間部やへき地への通学支援のあり方

○山間部やへき地では、一定の距離を超えるが公共交通機関での通学が困難な場合も 考えられるため、スクールバスの導入など通学手段のあり方について検討する必要が ある。

#### (7) 具体策を検討する際の留意事項

#### ①保護者の意向を把握する

- ○指定学校変更が可能になれば、半数以上の遠距離通学が解消される試算である。
- ○しかし、実際には、居住する校区の地域コミュニティを重視する場合や、通学距離が短い校区外の学校を選択する場合など、保護者の考えも様々であると考えられる。
- ○解決策の検討に当たっては、アンケートの実施などにより保護者の意向を十分に 把握し検討されたい。

#### ②地域活動への配慮

- ○指定学校変更によって、子ども会活動などの地域活動へ参加しにくくなる恐れも ある。
- ○しかし、現実には、約1,600名の子どもが遠距離通学以外の事由によって指定学校変更を行っており、そのような子どもが子ども会行事等に参加しやすいように工夫、配慮を行っている地域も多い。
- ○指定校を変更する方法を導入する際は、子どもの地域活動が不利益とならないように地域の理解と協力を得ながら進められたい。

#### ③財源の確保

○通学費用の助成やスクールバスの運用には多額の費用が必要となるため、財源の 確保に努められたい。

#### 3 学校が地域の中で果たす役割

- ○福岡市では、小学校区を単位として地域コミュニティ施策を推進している。
- ○学校規模適正化によって小学校区が変化すれば、地域コミュニティ活動への影響が懸 念される。
- ○従来から、学校の分離新設や校区調整は、保護者や地域と協議し実施してきたが、特に学校の統合においては、学校が地域の中で果たす役割を担保し、地域と学校の関係性を維持することが重要であるため、適正化を実施する上での視点や留意点を整理する。

#### (1) 福岡市における地域コミュニティ

- ○各小学校区には、地域コミュニティの中心組織として自治協議会が設置されている。
- ○自治協議会は、各小学校区に設置される公民館を活動拠点している場合が多い。
- ○施設の利用などを通じて学校も活動に協力している。

[公民館の機能]

- ○生涯学習の場
- ○地域コミュニティの活動拠点
- ○災害時の一時避難所

#### (2) 学校施設が果たしている役割

- ○施設の地域開放
- ○子どもの遊び場
- ○災害時の収容避難所・地区避難場所

#### (3) 学校と地域の協力関係

- ○学校は教育施設であると同時に、地域のシンボルでもあり、卒業生や地域の大人た ちが利用する施設である。
- ○地域の大人は、見守り活動などを通じて、学校と共に子どもを守り、地域の特色を 生かした教育活動を通じて、学校と共に地域の中で子どもを育んでいる。

#### (4) 適正化を実施する上での視点・留意点

- ①避難所等・施設の地域開放・子どもの遊び場
  - ○適正化により校区が変化しても、新しい学校が求められる機能を果たすことが重要である。
  - 〇避難所等の機能は、福岡市地域防災計画や各校区における防災の取り組みとも関連して検討する必要がある。
- ②地域コミュニティの活動・地域と学校の協力関係
  - ○適正化により校区が変化しても、現在の関係性を維持していくことが重要。
  - ○特に、学校の統合の場合の自治協議会のあり方については、旧校区に自治協議会が活動している博多小学校の例も参考に、地域の判断を尊重する必要がある。

#### 第7 適正化の進め方

#### 1 学校規模適正化の検討の手順について

- ○適正化の実施に際しては、以下の手順で計画的に進められたい。
  - ①検討委員会の最終報告を踏まえ、速やかに行政計画を策定すること。

[行政計画に盛り込まれるべき事項]

- ○適正化についての基本的な考え方
- ○適正化が必要な学校規模の基準
- ○適正化の手法
- ○適正化を進める上で解決すべき事項
- ○適正化のスケジュール

など

- ②適正化の対象となる校区については、速やかに保護者や地域に対する説明会を実施すること。
- ③学校を新設する場合は、開校するための準備を十分に行うこと。

#### 2 検討の優先順位

- ①小規模校の中でも、単学級でクラス替えができない学校は、人間性・社会性の育成、 教育効果、学校運営などの面で最も課題が大きいため、単学級の学校については最優 先に取り組まれたい。
- ②現在も31学級以上大規模校で、将来に渡って31学級以上の状態が継続する学校は、 最優先に取り組まれたい。

#### 3 長期的な展望を持った適正化の実施

- ○今回の検討委員会では、主に平成 20 年 5 月 1 日現在の学級数をもとに議論を行ったが、今後新たに適正化の対象となる小規模校が生じることも予想される一方で、住宅開発の動向によっては、新たに適正化の対象となる大規模校が生じることも予想される。
- ○適正化を検討する上では、児童生徒数の将来推計も踏まえて検討を行うとともに、土地区画整理事業などの大規模な開発が行われているエリアでは、住宅開発に伴う児童 生徒数の動向を注視し、適切に対応されたい。

#### 4 学校の統合を進める上での配慮事項

○適正化の中でも、特に学校の統合については、学習環境・通学環境・地域活動などに 影響を与えるものであることから、特段の配慮が必要である。

## (1)子どもへの配慮

- ○子どもの精神的な負担を最小限に抑え,教育活動に影響することがないよう,十分 な準備期間と配慮のもとに進める必要がある。
- ○子どもが、新たな人間関係をスムーズに構築できるような取組みとして、事前の交 流授業等を実施すること。
- ○子どもを取り巻く影響にも配慮し、教職員の加配やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置について検討すること。

#### (2) 保護者・地域の理解

- ○保護者・地域に対しては、適正化の必要性や教育効果について、十分な説明を行う とともに、新しい校舎の機能・施設開放の概要・通学路の安全対策などについても 議論を行い、不安を解消した上で合意形成に努めること。
- ○周辺部については、統合後に遠距離通学になる可能性が高いことや学校以外の公共 施設が少ないという地域性を考慮し、保護者・地域の意見を尊重して、慎重に進め られたい。

#### (3) 統合校の通学区域の設定

- ○小学校と中学校は、中学校ブロックの中で、教育活動や地域活動において密接な関わりを持っていることから、中学校ブロックを分断するような小学校の統合は行うべきではない。
- ○通学区域が行政区をまたいでいることで、地域活動やPTA活動などで煩雑になっている学校もあるため、学校の統合を実施する上では、行政区と通学区域の関係に配慮すべきである。

# (4) 小中連携教育の導入

○統合校は適正規模(小学校:12学級以上,中学校:9学級以上)となることが原則であるが,仮に適正規模に満たない場合も,施設一体型小中連携教育により教育効果を高めるよう配慮されたい。

#### (5) 福岡市全体での取り組み

- ○学校の統合の実施は、教育委員会だけでは対応できない課題も多いため、市長部局とも連携し、福岡市全体として取り組むこと。
- ○学校の統合により生じた学校跡地等については,防災や地域開放などの視点に加えて,まちづくりなど全市的な視点を持って有効な活用に努めること。

# 第8 新しい学校づくりの提案

# 1 新しい学校づくりの考え方

適正化で小規模校対策に取り組む校区では、それぞれの地域性はあるが、子育て世帯の 郊外へ流出、世代交代が進まない状況、地域全体の過疎化など、その要因は明確である。

これらの校区では、統合を行っても、近い将来にまた小規模化し、統合を繰り返さなければいけないのではないかという不安が強い。

そのため、将来にわたり統合を繰り返さないためには、魅力ある学校づくりを行い、安心して子どもを産み育てられる地域として、子育て世帯の定住が図られることが重要である。

そこで、本委員会として、今回の検討の終わりに魅力ある新しい学校づくりを提案したい。

#### [取り組みの視点]

- ○小中連携教育による確かな学力の向上と教育課題への適切な対応
- ○地域に守られた安全性の高い学校
- ○子どもがいきいきと遊べる学校
- ○子どもの教育と大人の地域利用が共存できる学校
- ○お年寄りや障がいのある方にもやさしい学校
- ○地域のシンボルとなる学校を子どもや大人、みんなで考える

# 2 具体的な方策

- ○条件の整う地域については、施設一体型小中連携校を積極的に整備
- ○学校を保護者や地域が見守ることのできる施設づくり
  - ・施設開放エリアの更なる確保など、大人が活動できる場の確保
  - 幅広い時間帯の施設開放を実施
  - ・動線を区別することで、子どもが活動する場と大人が活動する場を共存させる
  - ・どこからでも見える開放的な施設づくり
- ○地域に必要な機能を盛り込んだ施設づくり
  - 地域の防災機能の確保
  - ・地域の伝統や文化を継承する空間づくり
  - バリアフリーへの配慮
  - ・温水プールや図書室の開放など、地域に必要な機能の確保
- ○教育の場として学校を利用する子どもや保護者をはじめ、学校を利用する地域住民の 意見を取り入れながら施設づくりを進める。